

## 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免実施について

### 1. 減免対象となる基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡した世帯もしくは重篤な傷病(1か月以上の治療を有する)を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の令和2年分の事業収入又は給与収入が前年分より30%以上の減少が見込まれる世帯

### 2. 減免額

1. ①の場合 全額免除(9ヵ月)

1. ②の場合

収入減少率	全額免除月数
50%以上	9ヵ月
50%未満40%以上	6ヵ月
40%未満30%以上	4ヵ月

### 3. 減免対象期間

令和2年4月分～令和2年12月分まで(新規加入者は加入月から対象)

### 4. 減免申請期間

令和2年9月1日～令和2年11月30日まで(当日消印有効)

### 5. 減免確定

収入のわかる書類等を添付のうえ所定の申請を行い、確定通知する。

大阪府食品国民健康保険組合